

職員組合ニュース

〒606-8317 京都市左京区吉田本町 TEL: 761-8916 内線: 7615 FAX: 751-8365 URL: <http://www.kyodai-union.gr.jp/> Email: office@g.kyodai-union.gr.jp

不安定雇用の問題性

京都大学全体として認識の向上を！

総長すら理解不十分な5年雇止め問題

国立大学が独立法人化された直後の2005年、京都大学では、今後雇う非常勤教職員は自動的に5年で雇止めするという制度が導入されました。それから5年が経過し、最初の5年満期者が出る時期に入ったとき、職員組合は雇止めに歯止めをかけるための運動を大々的に展開しました。2008年のリーマンショックによる派遣切りが社会問題化していた背景もあり、2010年2月に理事通知により5年雇止めの「例外措置」が設けられることになりました。その後、5年満期者の概ね3割前後がこの措置の適用対象になっているといわれています。

このような歴史のもとに、職員組合は雇用の不安定化をもたらす5年雇止め制度に対する闘いを続けていますが、今年の8月6日、職員組合の駒込新委員長と京都大学山極総長のあいさつ会見が行われ、その場で山極総長から一つ気になる発言がありました。

“上から降りてきた規則を例外として簡単にクリアするわけにはいかないんですよ。この場合は法律がありますから、雇止め、5年条項というのがあって、そういうのを今まで例外事項として条件付きでやってきたんだけど、完全に撤廃するわけにはいかないんですよ。”

無期転換ルールの本래の趣旨が学内で共有されているのか？

国の「法律」、すなわち有期労働契約が通算5年を超えた場合の無期転換ルールを定めた改正労働契約法（2013年施行）は、労働者の雇用を安定させるためのものです。しかるに京都大学の5年雇止め条項は、無期転換ルールの適用を避けるために無期転換権の発生直前の雇止めに利用されるおそれが高く、脱法的な性格のものだと職員組合は団体交渉で一貫して主張してきました。にもかかわらず、山極総長の発言は、有期雇用の労働者を「5年でクビ」にしろというのが国の「法律」だ

と知っているかのように聞こえます。つまり、5年にわたり京大総長の職にある者が、5年雇止め問題とは何であるかをまったく理解していないという状況がここにあるのです。

もちろん、労務関係の問題は森田理事の担当であり、総長は直接この問題に関わる立場にはありません。しかし、いやしくも大学の最高責任者が、数多くの有期雇用労働者をこれほど苦しめている5年雇止め問題とは何かを知る機会すらないというのは、大学内の情報の流れのあり方として、どこかいびつな面があるのではないのでしょうか。職員組合は、今回の団体交渉でも5年雇止め制度の撤廃を求めます。大学法人の責任ある立場の人々はもとより、京都大学で働くすべての人に、この問題に当事者意識をもっていただきたいという願いのもと、引き続き運動を進めてまいります。

同一労働・同一賃金の実現に向けて

昨年、「働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律」が公布され、雇用形態にかかわらず公正な待遇を確保することが求められるようになりました。厚生労働省は昨年末に「同一労働同一賃金ガイドライン」を示しています。通勤手当の支給や休暇制度の整備が早急に必要になります。

職員組合は、かねてから、同一労働・同一賃金の実現に取り組んできました。この機会に、この問題のこれまでの経緯をまとめておきたいと思います。

独立法人化後の2005年4月に時間雇用教職員の就業規則が見直され、俸給表に依拠しない給与体系が導入されました。時間給テーブルが100円単位となり、事務補佐員の場合900円から1200円の時給レンジが設定され、昇給は各部局の判断に委ねられることになりました。

そして2014年4月、時間雇用教職員の就業規則が見直され、通勤手当が廃止されました。その理由は、財源の多様化が進む昨今、研究資



金によっては通勤手当の支給が認められない場合があるというものです。代替措置として時間給の上限が1200円から1600円に引き上げられ、100円刻みから50円刻みの時間給テーブルが採用されました。この手続きは大きな問題をはらんでいます。たしかに一部の部局では、通勤手当相当分の時間給単価が引き上げられましたが、少なからぬ部局で通勤手当だけが廃止され、時間給単価は結局のところ従前の900円～1200円に据え置かれる事態が生じたのです。とても通勤費用が勘案されているとは考えられない時給設定がなされている事例も散見されます。これは純然たる不利益変更です。再雇用職員についても、通勤手当が廃止され、20万円の月給が21万円に改められました。大学に近い職員はいいですが、遠方から通う職員にとっては手取りの減少が生じました。同時に、事務職員（特定業務）という職種が新たに導入されました。これは厳しい定員削減による人手の減少の緩和措置であり、常勤職員1名の定員削減に対し、2名が措置されるという仕組みとなっています。この事務職員（特定業務）に対しては当初から通勤手当が設定されず、月給21万円、冬季の一時金が10万円とされました。

以上のように、なし崩し的に通勤手当が「なかったこと」にされている事態は看過できません。また、同じ職種内で、はっきりしない理由によって格差が生じているのも、あってはならないことです。

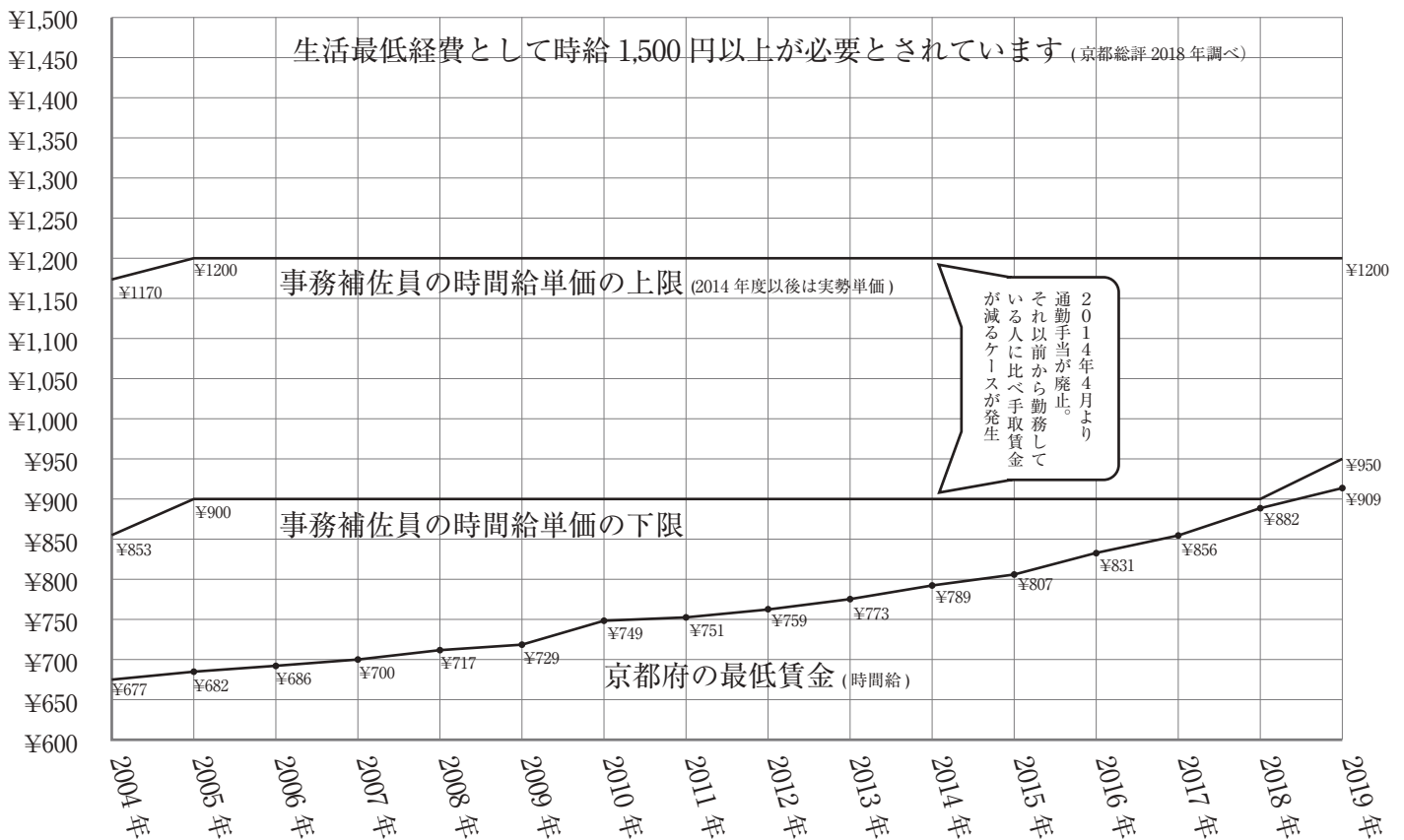
最低賃金は法人化後 45% も上昇しているのに、京大は 14 年間据え置き

なお、京都府の最低賃金は 10 月 1 日より、882 円から 909 円に引き上げられました。法人化直後 2005 年の 682 円と比べると、実に 45% もの上昇幅です（下表参照）。にもかかわらず、京都大学の時間雇用教職員の時間給の設定は 2005 年から据え置かれています。しかも 2014 年に通勤手当が支給されなくなって以降は、可処分所得ベースでは給与水準が下がっているケースが多々あるのです。大学法人は 8 月 21 日、改定後の最低賃金を下回ってしまう教職員についてのみ、是正を求める通知を出しました。しかし、それではまったく不十分です。もとより京都大学は、日本でも最高水準の研究・教育が行われているはずの機関です。その研究・教育の活動を支える重要な業務に従事する人々の給与が最低賃金以下か同程度の水準であるなど、あり得ないことだと言わねばなりません。

大学法人は、時間雇用教職員の業務は「臨時的、季節的、補佐的」とであるというレトリックにより、正当化しています。しかし、厳しい定



員削減が進むなか、実態として時間雇用教職員が継続的かつ重要な業務に携わる例は増えており、そもそもその業務を「臨時的、季節的」と定義する根拠は何もありません。当然ながら、勤続年数に応じた昇給がなされるべきです。職員組合は今回の団体交渉でも、時間雇用教職員などへ直ちに通勤手当を支給することと、常勤職員と同様に有給の病気休暇を付与すること、そして近年の最低賃金に比例したベースアップや勤続年数に応じた昇給を求めています。



京大法人は交渉の義務を果たせ！

職員組合は9月9日、今期第1回目の団体交渉を申し入れました。前回の団体交渉（5月22日）では、組合の要求に対する森田理事（総務・労務担当）の回答はきわめて不誠実な面を含んでいました。特に、天皇即位の日にもなう時間雇用教職員の減収の回避措置の要求に対する回答は大きな問題でした。

要求の論点とは何ら関係のない話を長々と述べることによって交渉時間を浪費し、他には現に減収回避措置を実施した国立大学法人があるにもかかわらず「他の国立大学法人も特段の措置を講じていない」と称して京都大学としての主体的な判断を何も示さず、時間雇用教職員はたとえ不利な内容であっても一度契約に同意しているのだから「事後的にそれを修正することは困難」だという、そもそも団体交渉の意義を否定するかのような論法

を展開し、果ては「この場で変わる話ではない」と、交渉によって何かが変わる可能性そのものを全否定する発言さえ飛び出しました。

こうした態度は、実質的に「団体交渉には応じない」と言っているにも等しいので、違法な不誠実交渉であり、職員組合としては断じて認めることはできません。今後とも大学法人に対し、労働組合法で定められた団体交渉の義務を誠実に果たすよう、強く求めています。今回の団体交渉では、10月22日の「即位礼正殿の儀の行われる日」の祝日について、時間雇用教職員の減収を回避する措置を申し入れますが、これと併せ、天皇即位の日にもなう減収についても遡及して同様の措置を講じるよう求めます。

2020年オリジナル卓上カレンダー準備中

毎年、ご好評頂いている職員組合オリジナル卓上カレンダーの2020年版を鋭意作成中です。給与支給日や京都大学の諸行事、職員組合が定期に実施する福利厚生の手配などを予め刷り込んだ、京大教職員のために作成された、大変便利なカレンダーです。ご入用の方は支部または組合事務所までご連絡ください（組合員には必ずご提供いたします）。

京都大学職員組合 加入申込書

申込日 年 月 日

ふりがな 性別 生年月日

所属部局： 部署：

職種／職名： (例：教員／准教授)

雇用形態： 常勤 有期雇用 時間雇用 再雇用 その他（

組合費： 給与控除(通常はこちら) 給与控除以外の徴収法を希望()

E-mail： @

あなたも組合に！

お申し込み

FAX:075-751-8365
<http://join.kyodai-union.gr.jp>

ご記入頂いた事項は「個人情報の保護に関する法律」を遵守し、組合活動情報のご提供、組合費徴収などの事務のために適切な取り扱いをいたします。

連絡先

京都大学職員組合 事務所
〒606-8317京都市左京区吉田本町
TEL：075-761-8916
FAX：075-751-8365
内線：7615(本部地区)
Email：office@g.kyodai-union.gr.jp
URL：http://www.kyodai-union.gr.jp